

企画競争実施の公示

令和7年3月25日

観光庁参事官（外客受入担当）濱本 健司

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 持続可能な観光推進に向けた海外事例調査業務
- (2) 業務内容 諸外国におけるオーバーツーリズムに関する事例調査を実施し、地域特性を定量的に示しながら観光地の類型ごとに整理する。具体的に生じている事案について、地域住民の反応や地元メディアの報道の仕方、政府・自治体等の対応策及び当該対応策の効果についてまとめ、海外事例と我が国主要観光地との比較検討を実施し、オーバーツーリズムに関する我が国がおかれる状況と海外の状況との類似点・相違点の整理、海外事例から予見される我が国で生じる新たなオーバーツーリズムの課題を提示する。
また、諸外国において広域的及び局所的に実施されているオーバーツーリズム対策の取組についても調査し定量的に取りまとめる。

- (3) 履行期限 令和8年3月13日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当課等
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
観光庁外客受入担当参事官付 担当 磯沼・藤井(あ)
電話: 03-5253-8972(直通) 電子メール: hqt-overtourism-jta@gxb.mlit.go.jp
- (2) 企画競争説明書の交付期間及び方法
令和7年3月25日(火)から令和7年5月7日(水)17時00分まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限及び方法
原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ。令和7年5月7日(水)17時00分
- (4) 説明会実施の有無、日時及び場所
無
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
必要な場合に実施。日時及び場所は追って指定する。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、本業務の契約手続は令

和 7 年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。

- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点

- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。